

発議案第14号

福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月15日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

| | | |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 飯川英樹 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 三田登 |
| | 同 | 植田進 |
| | 同 | 堀口明子 |
| | 同 | 伊原忠 |

提案理由

国に対し、福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画中止を求める意見書

原子力規制委員会は5月18日、東京電力ホールディングス株式会社から提出されていた、福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染水を浄化したALPS処理水の海洋放出計画を審査し、東京電力の申請を認めた「審査書案」を了承した。今後、一般からの意見募集を行った上で正式に決定するとされている。

これまで原子力発電所事故の汚染水問題に復興を妨げられてきた漁業関係者たちは、2015年に原子炉建屋周辺の地下水をくみ上げて浄化処理した後、海へ放出する「サブドレン計画」を苦渋の選択として受け入れた。その際、政府と東京電力は、高濃度の放射性物質トリチウムを含む処理水についてはタンクで厳重に保管し、「漁業関係者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない」と約束していたのである。

しかし、政府は2021年4月、この約束を破り、海洋放出を決定した。これまでも、タンクからの漏えいや海洋流出事故が起きているにもかかわらず、「コントロールされている」との発言やデータ隠し、対応の遅れなど、政府と東京電力は無責任・不誠実な姿勢を続けてきているが、海洋放出の決定や原子力規制委員会の了承についても、余りにも強引と言わざるを得ない。

今、漁業関係者だけではなく、地元自治体を始め、国内外で反対や懸念の声が広がっている。日々の復興のための努力と風評被害をなくす取組に逆行する今回の海洋放出計画は中止すべきである。

よって、本市議会は国に対し、福島第一原子力発電所の放射能汚染水の海洋放出計画を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様